# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七ヶ浜町は、個人住民税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用防止のため、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

## 評価実施機関名

宮城県 七ヶ浜町長

### 公表日

令和6年3月22日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	個人住民税関係事務					
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④特別徴収に係る給与支払者への通知 ⑤特別徴収に係る年金支払者への通知 ⑥住登外課税に係る他市町村への通知 ⑦扶養是正等に係る税務署への通知					
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア					

### 2. 特定個人情報ファイル名

住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに内閣府・総務省令第16条

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (1実施の有無)
 (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

※別表第二における情報提供の根拠

番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、3 1、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、7 0、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、1

14、115、116、117、120、121項

並びに内閣府・総務省令第七号第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12 条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23 条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の 2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40 条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、 第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の 3、第59条の4

・別表第二の第29、34、35、39、40、48、58、59、71、84、91、101、115、116、117、120項 に係る主務省令は未公布

※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第27項 並びに内閣府・総務省令第20条

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 税務課 住民税係

②所属長の役職名 税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

②法令上の根拠

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

総務課 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7436 請求先

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 税務課 住民税係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7452

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいける。		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	16年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	令和6年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		点項目評価		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 1評価書において、リスグ	
れている。	_ ,,,,,,,,,,					
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ワシステムを			]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続	しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部盟	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) +分に行っていない	

### 変更簡所

変更箇層		at the state of th		Am at and the	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月27日	I -5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 小野 勝洋	税務課長	事後	H30.5 新様式変更
令和4年3月7日	I -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号	事後	文言の整理
令和4年3月7日	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号	※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号	事後	文言の整理
令和6年3月22日	I -4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	29、31、34、35、37、39、40、42、48、5 4、57、58、59、61、62、63、64、65、66、 67、70、71、74、80、84、87、91、92、9 4、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3 条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、 第12条、第13条、第16条、第19条、第20 条、第21条、第22条、第23条、第25条、第2 8条、第31条、第32条、第33条、第34条、第 35条、第36条、第37条、第38条、第39条、 第40条、第43条、第44条、第45条、第47 条、第49条、第50条、第51条、第53条、第5 4条、第55条、第58条、第59条 ・別表第二の第29、34、35、39、40、48、5	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、 28、29、31、34、35、37、38、39、40、4 2、48、53、54、57、58、59、61、62、63、 64、65、66、67、70、71、74、80、84、85 の2、87、91、92、94、97、101、102、10 3、106、107、108、113、114、115、11 6、117、120、121項 並びに内閣府・総務省令第七号第1条、第2 条、第3条、第12条、第13条、第14条、第16条、第10条、第12条、第13条、第14条、第、第6条、第24条、第2条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第34条、第35 条、第36条、第37条、第31条の2の2、第3 1条の3、第32条、第31条、第34条、第35 条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条、第45条、第43条の3、第48条、第39条、第49条の2、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条、第50条	事後	文言の整理
令和6年3月22日	I-1②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④特別徴収に係る給与支払者への通知 ⑤特別徴収に係る年金支払者への通知 ⑥住登外課税に係る他市町村への通知	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④特別徴収に係る給与支払者への通知 ⑤特別徴収に係る年金支払者への通知 ⑥住登外課税に係る他市町村への通知 ⑦扶養是正等に係る税務署への通知	事後	文言の整理